

## 宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宮崎県水産物ブランド推進委員会（以下「委員会」という。）が行う宮崎県水産物ブランド認証管理について、宮崎県水産物ブランド推進委員会設置要綱第3条に基づき、必要な事項を定めることにより、消費者の認知・信頼を高め、県内外における消費拡大及び魚価向上を図り、本県水産業の振興に資することを目的とする。

### (認証の基準)

第2 委員会が認証することができる品目は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 県内で水揚げあるいは養殖された魚介類又は県内産の原材料を使用した水産加工品
- (2) 次のアからエのいずれかに該当する魚介類又は水産加工品であり、他県・県内の類似のものと比較して差別化が図られているもの
  - ア 鮮度保持などの品質の向上への取り組みが特に優れている魚介類
  - イ 規格や取扱いなどの品質の安定への取り組みが特に優れている魚介類
  - ウ 資源または環境に配慮した漁業(養殖業)によって漁獲(生産)されたもの
  - エ 原材料または製造方法に特色がある水産加工品
- (3) 生産・販売の実績があるもので、将来にわたっても継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれる魚介類又は水産加工品
- (4) 認証を受けることにより、消費者の認知や信頼が高まり県内外での消費拡大が見込める魚介類又は水産加工品であり、流通業者や市町村など関係者と連携した販売促進等の体制が構築されているもの

### (認証の申請)

第3 扱ひ品目について認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 県内業者（漁業者、水産加工業者、流通業者）2者以上で構成されるグループ
  - (2) 対象品目の生産又は販売について、法令の規定による許可が必要な場合は当該法令の規定による許可を受けた者
  - (3) 対象品目の生産又は販売について、法令の規定による営業の禁止又は停止等の行政処分を受けていない者
- 2 申請者は、対象品目ごとに宮崎県水産物ブランド品認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

(認証の審議)

第4 委員会は、第3の2による申請があった場合は、申請の内容が認証基準に適合しているか否かについて委員会を開催し審議するものとする。

2 前項の審議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会は、申請書のほか、必要に応じて対象品目ごとの商品見本を提出させるとともに、水揚地、養殖場、製造所及び販売所等の調査等審査に必要な事項について調査することができる。

4 委員会は、宮崎県水産物ブランド品の認証について審議するため、必要に応じて、専門家を招聘して意見を聞くことができる。

5 やむを得ない事由により委員会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議に代えることができる。

(認証の決定)

第5 委員会は、第3の規定による申請の内容について、第4の認証の審議の結果、適正であると認められた場合には、認証品としてこれを認証し、当該申請者に対し宮崎県水産物ブランド認定書(別記様式第2号。以下「認定書」という。)を交付するものとする。

2 委員会は、第4の審議の結果、認証しないと決定したときは、その理由を付記して当該申請者に通知するものとする。

(認証の表示)

第6 認定事業者は、認証品に係る認証品の包装等に認証マーク(別記様式第3号)を表示することができる。

2 認証マークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとし、それらに要する経費は認定事業者が負担するものとする。

3 認定事業者は、認証マークを表示した認証品を初めて販売しようとするときは、事前に認証品の写真を委員会に報告するものとする。

4 委員会は、前項に規定する提出物を検査し、認証の表示に瑕疵等があると判断した場合は、包装等の表示の是正を指示するものとする。

5 是正の指示を受けた認定事業者は、自己の負担により認証の表示を改めなければならない。

6 認定事業者は、県外に向けたPRや販路開拓を行う際には、認証品の名称に「宮崎発」を記載するよう努めるものとする。

(認証の公表)

第7 委員会は、認証品に関する情報及び認定事業者名等を公表し、積極的に情報発信するものとする。

(変更等の申請及び審議)

第8 認定事業者は、認定書に記載する内容を変更しようとするときは、認証内容変更申請書(別記様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、変更の申請があった場合は、第4の規定を準用し、審議するものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、文書協議により審議することができる。

3 認証の決定については、第5の規定を準用する。

(実績報告)

第9 認定事業者は、毎年度終了後、翌年度6月末までに、実績報告書(別記様式第5号)を委員会に提出するものとする。

(調査)

第10 委員会は、認定事業者に対し、認証品に係る販売実績等の調査を行うことができる。

2 認定事業者は、委員会が調査を行う場合、調査に協力しなければならない。

(改善及び指導)

第11 委員会は、調査の結果、改善が必要なときは、関係者に対し速やかに改善指導を行うものとする。

2 関係者は、改善の実施状況内容を、速やかに報告しなければならない。

(認証の有効期間)

第12 認証の有効期間は、認定書の交付年度から2年後の年度末とする。ただし、第9の実績報告において生産・販売の実績を確認した場合、有効期間を1年間延長できるものとする。

(認証の取り消し)

第13 委員会は、認定事業者が次の(1)から(6)のいずれかに該当するときは認証を取り消すことができる。

(1) 第3第1項を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき

(3) 認証マークを不正に使用したとき

(4) その他、制度の運用上支障をきたすと委員会が判断したとき

(5) 認証基準(申請書の内容)を充足できなくなったとき

(再認証)

第14 第12の規定により認証の有効期間が切れたもので、認証品として生産・販売を再開しようとする場合は委員会へ届出書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

2 委員会は、届出書の受理をもって再認証するものとする。

(経過措置)

第 15 令和 7 年 3 月 24 日において、この要領による改正前の宮崎県水産物ブランド認証事業実施要領の規程により現に宮崎県水産物ブランド品の認証を受けている認証品は、この要領の規程による認証品とみなす。

(その他)

第 16 この要領に定めるもののほか、認証制度の運用について必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。

別記様式第1号（第3関係）

## 宮崎県水産物ブランド品認証申請書

年 月 日

宮崎県水産物ブランド推進委員会委員長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

印

宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領第3の2の規定により、次のとおり認証を受けたいので申請します。

対象品名	
申請者の概要 (対象漁業・販売する業者の概要)	
対象品の特徴 (規格・基準・ブランド品の特徴、効果)	
主な出荷先	

※対象品の生産・販売の実績を別に添付すること

連携体制図	
対象品の消費拡大や販売促進に関する計画	

別記様式第2号（第5関係）



## 宮崎県水産物ブランド 認定書

宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領第5条の規定により、次のとおり認定し、宮崎県水産物ブランド品として認証します。

2000年 月 日

宮崎県ブランド推進委員会

委員長 ○○ ○○

認証番号	
認証年月日	
認証品の名称	
対象事業者 (住所・団体名・代表者)	
規格・基準	

別記様式第3号（第6関係）



宮崎県認証 

別記様式第4号（第8関係）

宮崎県水産物ブランド品認証内容変更申請書

年 月 日

宮崎県水産物ブランド推進委員会委員長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け（認証番号）で認証になりましたこのことについて、次のとおり変更したいので宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領第8の規定により申請します。

認証番号		
認証年月日		
品目名		
変更事項	新	旧
変更等の理由		

別記様式第5号（第9関係）

宮崎県水産物ブランド品認証実績報告書

年 月 日

宮崎県水産物ブランド推進委員会委員長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け（認証番号）で認証になりましたこのことについて、宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領第9の規定により報告します。

認証番号	
認証年月日	
生産・販売期間	令和 年 月 から 令和 年 月
生産・販売実績	生産量 kg（またはt） 販売額 円
主な販売エリア	県内： 県外： 国外： その他（ネット販売等）：

別記様式第 6 号 (第 14 関係)

宮崎県水産物ブランド品認証再認証届出書

年 月 日

宮崎県水産物ブランド推進委員会委員長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け (認証番号) で失効になりましたこのことについて、次のとおり再認証申請したいので宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領第 14 の規定により申請します。

認証番号	
認証年月日	
失効年月日	
品目名	